

2017-004 事件
カヌー競技

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 鈴木 秀典



同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）7.10.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.8 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.8 項に従い、平成 29 年 9 月 11 日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（平成 29 年度 SUBARU 日本カヌースプリント選手権大会 平成 29 年度日本パラカヌー選手権大会 兼 2018 カヌースプリント・パラカヌー海外派遣選手一次選考会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.3.3 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 29 年 12 月 13 日より 8 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 平成 29 年 9 月 11 日に、平成 29 年度 SUBARU 日本カヌースプリント選手権大会 平成 29 年度日本パラカヌー選手権大会 兼 2018 カヌースプリント・パラカヌー海外派遣選手一次選考会において実施された競技会検査（以下「本競技会検査」という。）の結果、競技者本人が提出した資料、その他 JADA が調査を行った結果によれば、以下の事実が認められる。
- ・ 本競技会検査において、競技者と同一競技において日本代表たる地位を争う立場にあった他の競技者（以下「競技者 X」という。）の検体からメタンジェノンの代謝物が検出された。かかるメタンジェノンは 2017 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1. 蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.8 項に定める「禁止物質」に該当する。
- ・ 競技者は、自らの競争相手であった競技者 X がドーピング検査で陽性となった場合には、自らが東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のメンバーとして選出される可能性が高まると考え、競技者 X を陥れる意図をもって、かねてからメタンジェノンを含むステロイドを自ら購入し、所持していたところ、同日、本競技大会において、競技者 X が自分のドリ

ンクボトルから離れていた時間を利用して、当該ドリンクボトルの中に、当該ステロイドを混入した。

- その後、事情を知らずに当該ステロイドを摂取した競技者 X は、本競技会検査の結果、自らが提出した尿検体からメタンジエノンの代謝物が検出されたことにより、平成 29 年 10 月 20 日付けで JADA から暫定的資格停止が課された。
- 競技者は、競技者 X に暫定的資格停止が課されたことを知った後、良心の呵責から自ら上記の事実を関係者に伝え、本件が発覚することとなった。本件手続においても、資料提出等に協力した。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.8 項（競技会（時）において、競技者に対して禁止物質を投与すること）の違反が認められ、10.8 項に従い、平成 29 年 9 月 11 日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（本競技大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- 上記の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であること、競技者がその後自らの行為を関係者に積極的に伝え、深い反省の意を表すると共に、本件手続において資料提出等に協力しているものの、本件が競技者によるチームメートに対する計画的かつ極めて悪質な行為ではあること等の一切の事情に鑑みると、本規程 10.3.3 項の定めに基づき、競技者を 8 年間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 29 年 12 月 13 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 12 月 13 日とする。
- なお、本件では、競技者において、本規程 7.10.1 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で、JADA から申し入れられる措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 7.10.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。

以 上